

# 最終報告書 概要（案）

～電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方～

平成16年7月

電波有効利用政策研究会

最終報告書 概要（案）  
～電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方～

目 次

序章 電波の有効利用のために	1
第1章 電波利用料制度の現状（略）	
第2章 電波利用料見直しの背景	2
第1節 料額の算定方法	
第2節 電波利用料の用途のあり方	
第3章 新たな電波利用料制度のあり方	4
第1節 電波の使用料概念の導入にあたって留意すべき事項	
第2節 制度的位置づけ	
第3章 新たな電波利用料制度の基本構造	
第4章 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方	9
第1節 基本的な考え方	
第2節 逼迫地域・帯域の指標	
第3節 量的要素の勘案	
第4節 料額算定におけるその他の要配慮事項	
第5章 電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策	13
第1節 基本的な考え方	
第2節 電波の有効利用技術の開発 ～周波数の倍増～	
第3節 電波利用のデジタルディバイド解消に向けた取組み	
第4章 効率化努力と一般財源との役割分担	
第6章 納付義務者の範囲	18
第1節 免許不要局の扱い	
第2節 国、地方公共団体の扱い	
第7章 その他の課題	25
第1節 電波利用者の負担額の歯止め	
第2節 包括免許におけるシステム切替え時の電波利用料の納付手続	

## 最終報告書概要（案）

### ～電波利用料制度の見直しについての基本的な考え方～

#### 序章 電波の有効利用のために

- ① 電波は、有限希少な国民共有の資源である。したがって、貴重な電波資源を極力、有効に利用すべきことは勿論のこと、電波利用の便益が、広く国民に及ぶよう努めることは、行政のみならず、電波利用者の重要な責務である。

これを、電波法では、電波行政の基本理念として「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する」と表現している（法第1条）。

- ② この点は、本研究会第1次報告書（平成14年12月）第2章第3節において、

ア 無線局の免許人は、電波の逼迫状況が極めて深刻化している中で、電波が有限希少な国民共有の資源であること、その電波資源を利用できるという特別な地位にあることを十分に認識することが必要であること、

イ 公的部門か民間部門かを問わず、電波の有効利用に資する最新の技術の導入、使用帯域の圧縮などを図るほか、電波の有効利用の推進に関する政府の施策への積極的な協力を行うことが無線局免許人の重要な責務であること、

を指摘したが、今回、この指摘を改めて認識することが必要である。

- ③ 特に、国民共有の資源である電波が事業活動に用いられる場合には、市場活動を超えても国民が等しくその利益を享受できるように努めるべき電波の公共性と、本来自由であるべき市場活動との調和をとりつつ、電波利用社会全体の発展を図る必要がある。

## 第1章 電波利用料制度の現状（略）

## 第2章 電波利用料見直しの背景

### 第1節 料額の算定方法

- ① 電波の有効利用を図るため、従来から、周波数の移行措置をはじめ、デジタル化や、ナロー化等の電波有効利用技術の開発に努めてきているが、当研究会の累次報告書を踏まえ、本年5月には、迅速な電波の再配分を実施するための給付金制度の導入や、自由な事業展開を推進するための電波登録制度の一部導入などを柱とする電波開放戦略を実現するための電波法の改正案が国会で成立した。
- ② 今後、電波開放戦略の着実な推進が必要であるが、電波の有効利用を一層推進する観点から、諸外国の電波利用料制度を参考として、政府が電波利用者から電波の経済的価値を勘案した使用料を徴収することにより市場原理が機能し、電波の有効利用の一層の促進を促すとともに、より優れた技術やより良いサービスを提供しようとする者の電波利用が促進されるとの意見がある。
- ③ また、電波利用共益費用を、原則無線局数で均等負担する現行電波利用料制度では、携帯電話に代表されるように、一定の帯域幅の中で電波の有効利用に努め、収容無線局数を増加すればするほど、電波利用料の支払額が増加し、電波有効利用のインセンティブを阻害していることを是正すべきとの意見もある。
- ④ さらに、電波の有効利用を推進しつつ、電波利用料負担の公平性を確保する観点から、現在、通常の電波利用料の負担を免除されている免許不要局の扱いや、国、地方公共団体に対する減免措置などについても見直すべきとの意見がある。

- ⑤ こうした様々な見解を踏まえつつ、今回、電波の有効利用の促進と電波利用料負担の公平性の確保を図る観点から、料額の算定方法について見直すものである。

(参考) 国会での電波法審議時の附帯決議(衆議院4月13日、参議院5月11日)  
「電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。」

## 第2節 電波利用料の使途のあり方

- ① 電波の有効利用を推進し、2013年には92兆円の市場へと成長が期待されるワイヤレス産業を創出するためには、短期的な視点ばかりでなく、中長期的な視点も交えて戦略的に、電波有効利用のための研究開発を充実・強化することが必要であり、このため、一般財源に加え電波利用料を活用することが必要との意見がある。
- ② また、市場活動のみに任せたのでは電波利用の恩恵を享受できない少数の国民が存在する点に関して、国民共有の資源である電波利用の便益が広く国民全体に及ぶよう、例えば地理的なデジタルディバイドの解消の一層の推進を図るため、一般財源に加えて電波利用料を活用することが必要との意見もある。
- ③ さらに、電波利用料を財源とした行政事務の効率化努力も重要である。

### 第3章 新たな電波利用料制度のあり方

#### 第1節 基本的な考え方

- 新たな電波利用料制度の性格については、当初、現行の電波利用共益費用(手数料)としての性格を維持すべきとの意見と、電波の経済的価値を勘案した使用料の概念を導入し、電波の有効利用を促進すべきとの意見に大きく分かれていたが、検討を深めた結果、両者の長所をうまく取り入れつつ、その調和統合を図ることが適当であると整理した。以下、新たに使用料の概念を導入することの留意点について、詳述する。

#### 第2節 新たに電波の使用料概念を導入する際に留意すべき事項

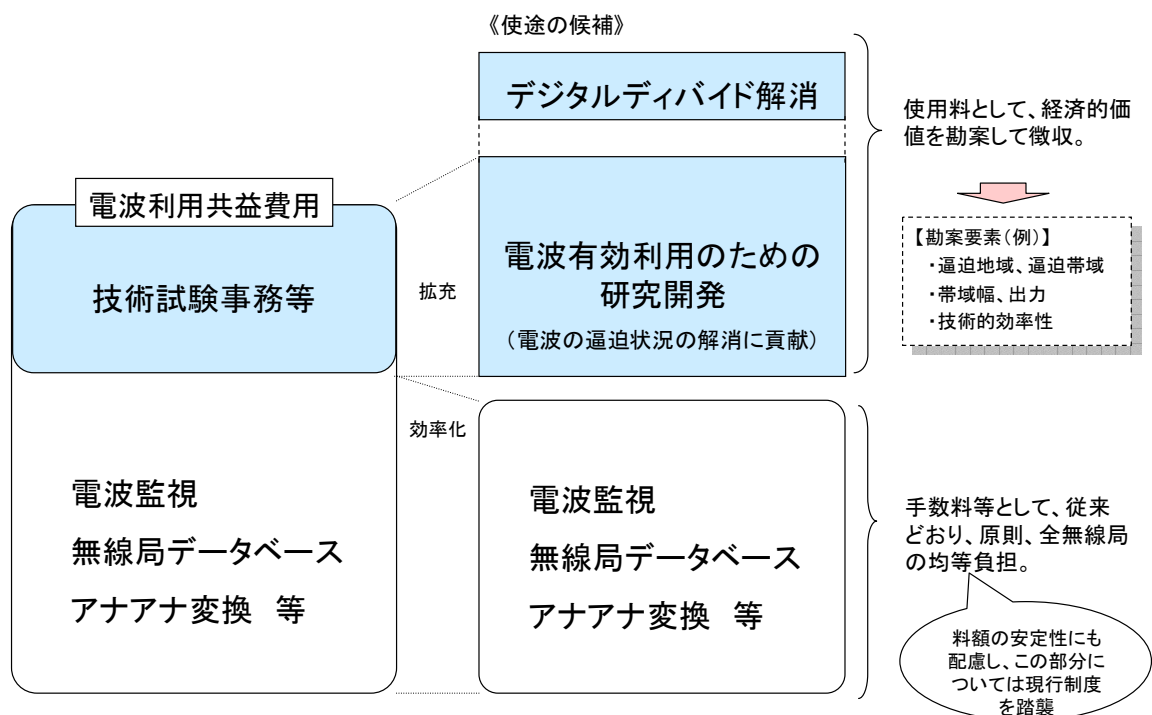
- ① 電波の使用料概念の導入については、欧米諸国など相当数の国においては、経済的価値に基づく使用料を徴収するためにオークションが導入されている。しかし、特に欧州などで実施された第三代携帯電話のオークションでは、高額の電波利用料額を携帯電話事業者等から徴収し、これを国債償還のための費用等の一般財源に充てることとしたため、
  - ア 国民へのサービスの遅延や人口カバー率の切り捨て、さらには、サービス開始そのものが困難となる結果、
  - イ 国家の成長戦略産業であるIT産業の衰退
  - ウ 高額の特許料を徴収する場合、特許の有効期間は約20年間とするなど、電波利用の既得権益化が進み、将来的な電波の迅速な再配分に影響を及ぼすおそれなどの極めて重大な事態が生じたところ。そこで、このような事態を招かないように、電波利用料制度の設計において、配意・工夫することが非常に重要である。

- ② このため、電波の経済的価値を勘案した使用料概念を導入するに当たっては、
- ア 料額の高騰を生じ得る欧米型のオークションは導入しないこと。
  - イ 国家の戦略・成長産業であるワイヤレス産業の衰退懸念を払拭する観点から、電波利用料の用途は、電波利用社会の発展に資する施策の範囲内とすること
  - ウ 円滑な制度の定着を図る観点から、一定程度、現行制度の活用も図ること
- 等を前提として、新たな電波利用料制度の設計をすることとした。

### 第3節 新たな電波利用料制度の基本構造

- ① 新たな電波利用料制度は、手数料としての性格と使用料としての性格を併せ持つものとして調和統合を図ることが適当である。また、手数料としての性格に相当する部分については、円滑な制度の定着を図る観点から、現行算定方法の活用が適当である。
- ② こうした観点から、電波監視や無線局データベースの運用費用などの恒常的な業務については、引き続き、典型的な共益事務として従来の料額の算定方法を踏襲することとし、料額の安定性に一定の配慮を行うことが適当である。
- 一方、研究開発費用などの周波数逼迫対策やデジタルディバイド解消など、戦略的に重要な業務の財源に充てる部分については、新たに導入する使用料の概念の下、電波の経済的価値を勘案した算定方法を導入することが適当である。
- この点、料額の算定の考え方については第4章で、また、電波利用料を活用して戦略的に取り組むべき施策の範囲については、第5章で詳述する。

③ ただし、周波数逼迫対策業務のうちでも、アナログ周波数変更対策業務については、これまで二度の国会審議を経て負担関係の整理も含め電波法が改正された経緯を踏まえることが必要である。したがって、本業務については、引き続き、現行の算定方法を踏襲することが適当である。





#### 第4節 制度的位置づけ

① 現行の電波利用料制度は、電波行政費用のうちでも、現行の無線局全体に利益が及ぶ電波利用共益事務の財源に充てるため、その実費を徴収する、広義の手数料として位置づけられている。今回の電波利用料の見直しに際して

ア 電波の経済的価値を勘案した使用料を徴収する観点

イ 電波利用料の用途を、電波利用共益事務を超えて、将来の研究開発やデジタルディバイドの解消のための施策の財源に充てる観点

からは、電波利用料の性格について、広義の手数料という現行制度の性格からの変更が必要になると考えられる。

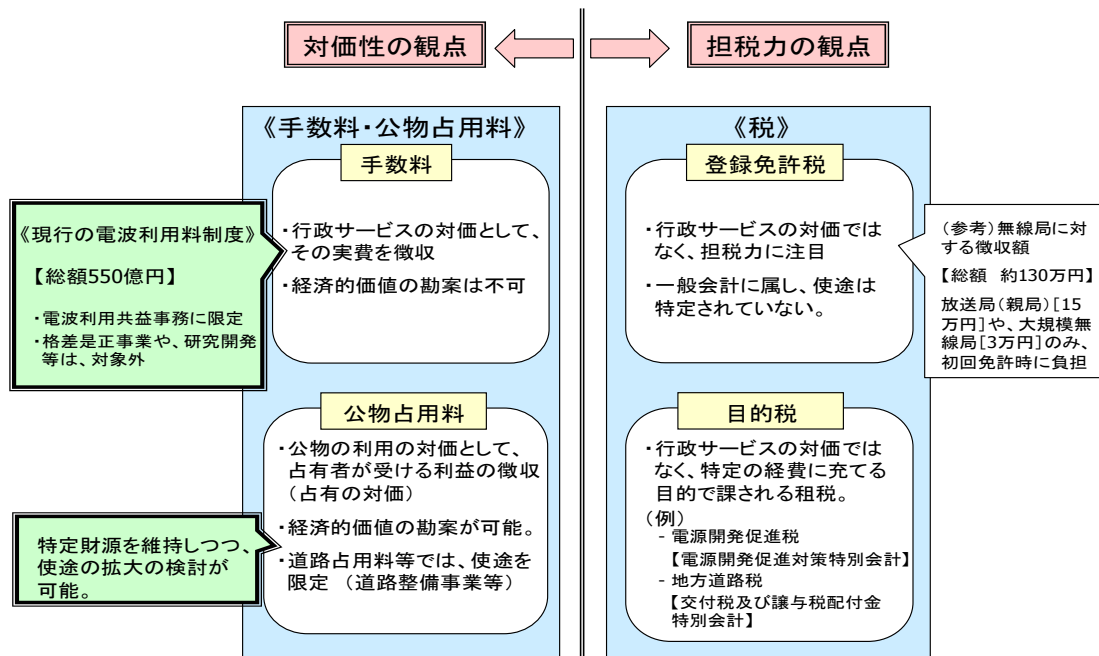
② この点、国民共有の財産や資源の使用の対価としては、行政法学上、公物占用料の概念がある。これは、道路や土地、河川等の占用料に代表されるものであるが、公物の占有者が受ける利益を、対価として徴収するものであり、経済的価値を勘案した使用料概念になじむものである。そこで、電波を円滑に利用できる空間として、土地や道路等と同様の公物と観念することができ、公物占用料として当該空間の経済的価値を勘案した使用料を徴収することも可能になる。

また、道路占用料の用途は道路整備事業に法定されているが、電波利用料の用途についても、一定の用途に限定をすることも可能である。

以上の観点から、今回の電波利用料の見直しにあたって、使用料概念を導入する場合には、公物占用料として整理することが適当である。

③ なお、現在、大規模な無線局や放送局の親局など、ごく一部の無線局については、最初の免許時に限り登録免許税が課税されている。登録免許税は行政サービスの対価としての徴収ではなく、一般財源に充てるため、免許人の担税力に注目して課税するものであるが、仮にこの登録免許税を広く電波利用者一般から徴収することとすると、用途が特定されず、電波利用料の負担者の理解を得ることも困難である。

また、特定の経費に充てる目的税を新設することも選択肢として考えられるが、特別会計の創設など大幅な制度改革が必要となることや、手数料としての現行の電波利用料制度との連続性を勘案すれば、対価性の観点から現行制度と共通の性格を有する公物占用料として整理することが現実的であり、より適切である。



## 第4章 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方

### 第1節 基本的な考え方

電波監視などの恒常的業務に充てる費用については、典型的な共益費用として、原則無線局数で均等割りの料額算定方式を維持する一方で、新たに使用料の概念を導入する料額の算定に当たっては、電波の経済的価値を勘案することが必要である。この場合、

ア 土地の価格も東京の中心部と僻地では異なるのと同様に、電波の希少性が強い地域や周波数帯域（逼迫地域・逼迫帯域）では、電波の経済的価値はより大きいものとし、

イ また、土地の価格でも同様であるが、同じ地域や周波数帯域においては、電波を占有する程度（使用する帯域幅や使用地域の範囲）が大きければ大きいほど、その経済的価値はより大きい

ものとするのが適当である。これにより、市場原理が機能し、電波の有効利用インセンティブを働かせることが可能となると期待される。

また、併せて携帯電話等で指摘されている電波有効利用のインセンティブを阻害しているのではないかと現行制度の問題点の改善も図ることが期待できる。

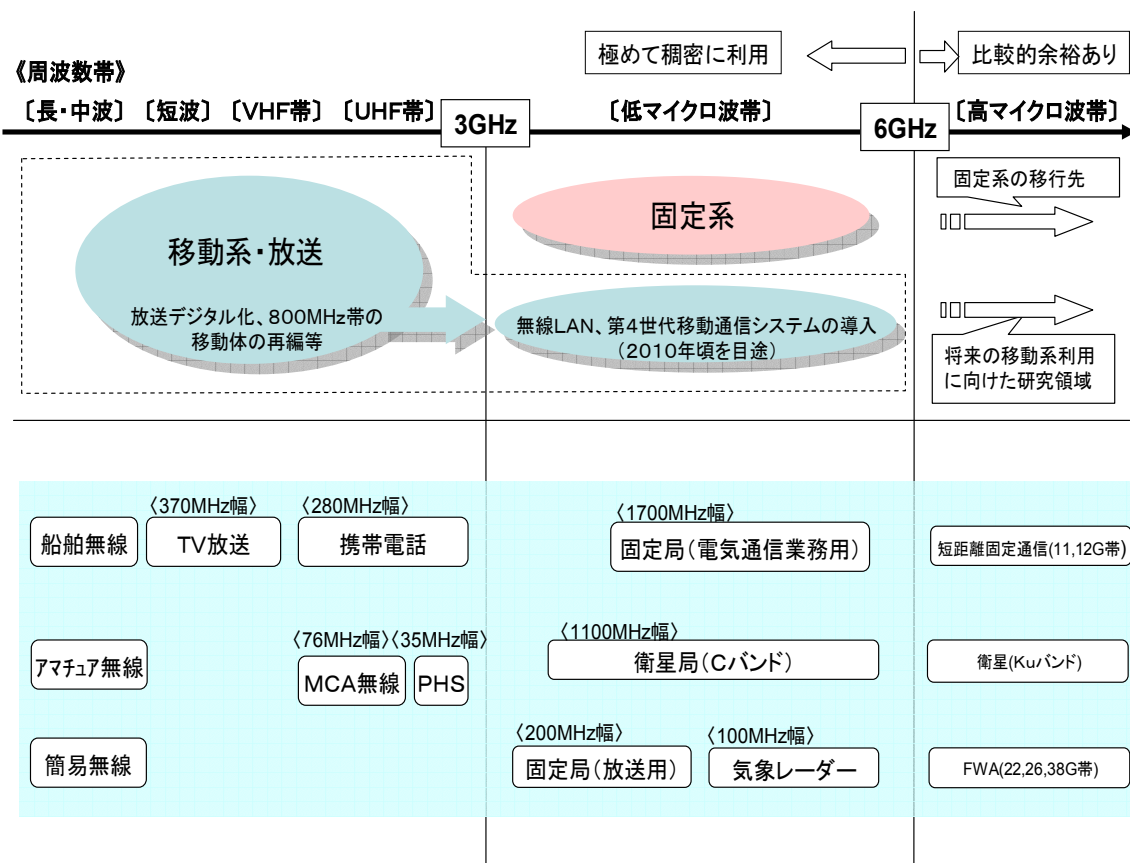
### 第2節 逼迫地域・帯域の指標

① 電波の逼迫の程度は、電波需要の急速な伸びの主たる要因である移動通信等の普及の進展と相関関係が強いと考えられる。

② そこで、一定の地域における移動通信の需要は、主として、人口密度や一人当たり平均所得の大きさに依存していると考えられることから、逼迫地域を特定するための指標については、人口密度等を基礎的な指標とすることが適当である。

その上で、特定された逼迫地域のうち一部では、こうした基礎的な指標では捉えきれない地域ごとの個別の事情も想定できることから、必要に応じ、電波利用に関する客観的指標に基づく補正の検討も必要になると考えられる。

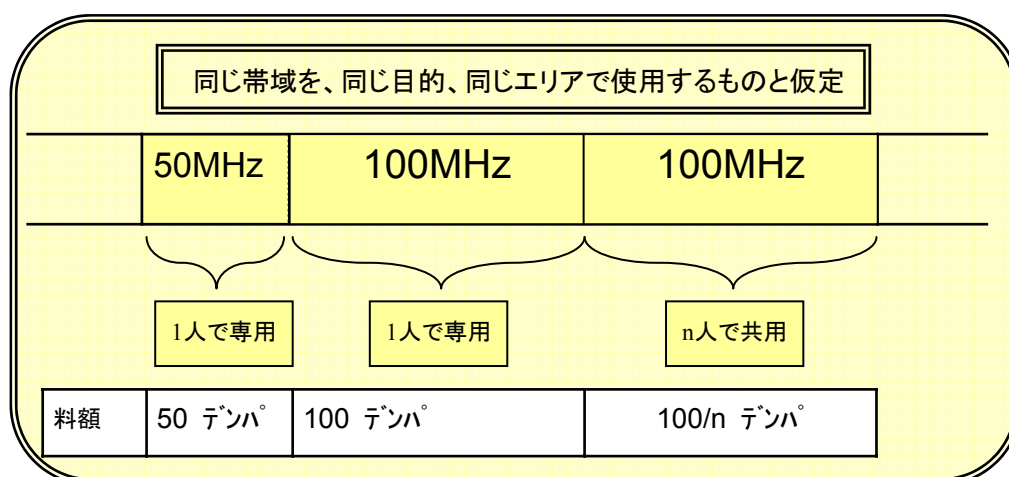
- ③ また、逼迫帯域については、現在、主に移動通信や放送局等が利用している3GHz以下に加えて、既に導入が進められている無線LANや2010年ごろの導入を目標としている第四世代移動通信などによる利用が予定されている3～6GHz帯（低マイクロ波帯）は、現実には「使い勝手がよい帯域」として、ほとんどの無線局が現実には使用しており、新規サービスの参入が困難な状況にあることから、こうした帯域を逼迫帯域と観念することが適当である。



### 第3節 量的要素の勘案

- ① 電波の経済的価値の勘案にあたっては、前述のとおり、同じ地域や周波数帯域において、電波を占有する程度が大きければ大きいほど、その経済的価値も、より大きいものとするのが適当である。このため、こうした量的要素（使用する帯域幅や使用地域の範囲）を勘案した料額算定とすることが必要である。
- ② 使用する帯域幅の勘案については、一定の区分の帯域幅ごとにその帯域特性を勘案した徴収総額を設定し、これを当該周波数区分の使用者で按分することが適当である。

具体的には、類似の周波数帯域において、類似の形態で、帯域幅を2倍使用する場合にはその料額も2倍となり、また、ある周波数区分をn人で使用する場合には、個々の料額は徴収総額のn分の1とする算定方式が、原則適当と考えられる。



- ③ 次に、使用地域の範囲としては、当該範囲を地理的な広さを指標とする方法と人口を指標とする方法がある。地理的な広さの場合には、無線局の発する電波の届く範囲とし、空中線電力の大きさが目安になると考えられる。

#### 第4節 料額算定におけるその他の要配慮事項

- ① 序章に記したように、電波は国民共有の資源であり、その便益は本来、広く国民に及ぶよう努められるべきものである。
- ② この点、防災無線や放送など、通常の市場活動を超えてユニバーサル・サービス又はこれに準じた責務が法令等において規定されているものについては、料額の算定において、その公共性を勘案することが適当である。
- ③ また、共用型の電波利用は、国民に等しく電波利用の機会を付与する点で、本来、望ましい利用形態である。しかしながら、専用型の電波利用と異なり、予期に反して利用者数が増加すると、他の利用者のみならず利用者本人の通信品質も著しく低下するなどの問題が内在している。これは、電波の経済的価値に影響を及ぼすものと考えられ、この点を料額算定において勘案することが適当である。

因みに、経済学的に、専用型の電波利用は私的財に近いのに対して、共用型の電波利用はクラブ財に近いと位置づけることが可能であり、その料金の位置づけも、前者は競争料金と、後者は混雑料金と整理することが可能との指摘もある。

## 第5章 電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策

### 第1節 基本的な考え方

現行制度では、戦略的な業務として、実用化段階の研究開発やアナログ周波数変更対策、電波の迅速な再配分などの財源に電波利用料を充てているが、今後、ユビキタス社会の実現に向け、電波資源拡大に向けた中長期的な研究開発や、電波利用による便益を広く国民一般に及ぼすべく、電波利用のデジタルディバイド解消（当面は、携帯電話が検討対象）などの戦略的な業務の財源に電波利用料を充てることの適否が検討課題である。

### 第2節 電波の有効利用技術の開発 ―周波数の倍増―

① 我が国のワイヤレス産業は、2013年に約92兆円の市場へと成長が予測されているとともに、知的財産戦略として我が国の産業が国際競争力を確保・向上することは、極めて重要である。また、国の安全保障にかかわる戦略的分野である。

同様の観点から、米国、韓国等でも、軍事技術の転用や、携帯電話等の免許料を活用した情報化促進基金を用いるなどして、研究開発の充実・強化を図っている。

② 今後、移動通信や無線LAN、情報家電等の新たな電波需要に対応するための戦略的な取組み方針については、昨年7月の情報通信審議会答申「電波政策ビジョン」で整理された。これを受けて、総務省では、「周波数の再編方針」を策定したが、その実現には、今後、電波開放戦略として電波の再配分を迅速に進めるとともに、電波有効利用のための研究開発の充実・強化が不可欠である。

③ 特に、現在、6GHz以下の帯域は、「使い勝手の良い周波数帯」として、極めて稠密に利用され、新たな需要への電波開放が困難な逼迫状況が生じている。こうした状況を克服するには、電波の再配分を迅速に進めることが必要である一方、電波有効利用技術の開発の成果により、今後、10年間で少なくとも6GHz幅以上の電波を、新たな電波需要に開放することを目標とする必要がある。

④ 具体的には、

ア 現在の使用帯域を圧縮するなど電波の効率利用を図ること

イ 既存無線システムの下で新たな無線システムの共同利用を可能とすること

ウ 未利用周波数帯における新たな無線システムの導入等を可能とすること

などの研究開発を、短期的・中期的・長期的なあらゆるスパンで戦略的に展開して、電波資源の拡大を図ることが必要である。

⑤ このため、一般財源に加え、使用料としての電波利用料財源も活用して、電波有効利用技術の研究開発の充実・強化を進めることが適当である。

因みに、電波の逼迫対策によって安定的に電波を利用できるという利益は、使用料の主な負担者である逼迫地域・帯域の電波利用者に及ぶ可能性が高い。また、こうした逼迫状況は、これらの者の電波利用の結果と捉えることも可能である。以上の観点から、受益者及び原因者として、逼迫対策に電波利用料を充てることは適当である。



### 第3節 電波利用のデジタルディバイド解消に向けた取組み

- ① 序章に記したように、電波は国民共有の資源であり、その便益が本来、広く国民に及ぶように努力すべきことは、政府のみならず、電波利用者の重要な責務である。

特に携帯電話は、平成16年5月末には約8250万加入に達し、人口カバー率も約99%に達しているが、過疎地域などごく一部の地域では依然として利用できない状況が残っている。このため、携帯電話の不感地域であることが過疎化の促進要因になっているとして、住居単位での不感地域の解消が必要との意見があるほか、移動可能地域を基にユニバーサル・サービスを実現すべきとする強い意見もある。

- ② こうした社会的要請も踏まえて、総務省としても、従来から、民間主導による通話可能地域の拡大を原則としつつ、携帯電話事業者の協力も得て、一般財源による格差是正事業として、主に鉄塔建設費用等に対する補助を行うことで通話可能地域の一層の拡大に努力している（平成16年度予算約17億円 年間50カ所程度）。

- ③ 今回の電波利用料制度の検討において、今後、世界最先端のワイヤレス国家を目指して研究開発の充実・強化を図る必要性が確認されたが、他方で、携帯電話さえ利用できない国民の存在にも適切に配慮することが重要と考えられる。

また、今回、欧米型の電波オークションを我が国に採用することは不相当と整理したが、市場での購入費用を支払うことなく、国民共有の電波資源を独占的かつ排他的に利用する地位を得た携帯電話事業者には、その電波の利用について通常の市場活動を超えて、一定の責務を求めるべきとする意見もある。

- ④ ただし、携帯電話事業者にユニバーサル義務を課すことは、その費用が膨大になることもあり、少なくとも現時点では、国民的なコンセンサスは醸成されていないが、
- ア 現在、携帯電話は、若年層の主なコミュニケーション手段として、また、高齢者層の緊急時の連絡手段等として、その役割が以前にも増して重要になっており、デジタルディバイドの解消の重要性が従来以上に高まっていること
- イ 今後、通話可能地域を拡大するための条件が、鉄塔建設等に要する初期投資のほか、運営費用についても、従来以上に不利になると想定されること
- 等を勘案すれば、一般財源による従来の格差是正事業に加えて、携帯電話事業者の責務として従来以上の努力を求める一方で、電波利用社会の発展に必要な施策として電波利用料を活用して、その一層の充実・強化を図ることが適当と考えられる。
- ⑤ 具体的には、地方公共団体等から現に要望が提出されるなど、携帯電話利用に対する需要が顕在化している案件等については、その要する費用も勘案しつつ、出来るだけ速やかに対応するよう、従来の取組みを充実・強化することが適当である。
- ⑥ なお、携帯電話の不感地域の解消方策のほか、ブロードバンド通信等のデジタルディバイドの解消方策としても電波の果たす役割は大きいと考えられる。今後、こうした観点からの電波利用に関する研究開発や周波数政策のあり方について、さらに検討を深める必要がある。

#### 第4節 効率化努力と一般財源との役割分担

新たな用途の拡充を図る一方で、現行の電波利用共益事務のあり方を見直して効率化努力を行うことは必要であり、また、一般財源との役割分担を整理する必要がある。

さらに、電波利用料制度の運用にあたっては、その透明性・客観性の確保に十分留意する必要がある。

## 第6章 納付義務者の範囲

### 第1節 免許不要局の扱い

- ① 現在、免許不要局からは通常の電波利用料を徴収していない。これは、電波利用料制度創設時に、電波利用共益事務は専ら免許局が電波を安心して利用できる環境の整備のための事務と観念したことや、行政上の徴収費用及び徴収に係る免許不要局の負担を勘案した結果である。
- ② しかしながら、電波利用料制度の導入時は、コードレス電話やラジオマイク等の、ごく限られた範囲で利用されていた免許不要局も、現在は、小電力無線システムとして、無線LANやPHS、電子タグ、ETC等の利用分野が飛躍的に拡大し、我が国の産業全体に占める位置づけや社会経済活動における役割も重要になっている。

また、小電力無線システム（免許不要局）用に割り当てられている周波数の帯域幅も、利用料創設時は約90MHz幅であったが、現在、約100倍の約9500MHz幅に達し、電波の逼迫状況を深刻化させる要因の一つとなっている。

今後、情報家電などの小電力無線システムを活用したビジネスも益々拡大すると期待され、現実に産業界からも、専用周波数帯域の拡大などに対する要望が提起されている。こうした要望に的確に応えるべく、電波利用料を活用し、周波数の倍増に向けて研究開発の充実・強化の必要性も確認されたところである。
- ③ こうした背景の下、今後、電波の有効利用の推進と負担の公平の観点から、従来 of 整理に代えて、免許不要局からも一定の電波利用料を徴収すべきとの見解と、自由な電波利用環境を維持する観点から、現行どおり非徴収とすべきとの見解が表明されたところである。いずれにせよ、免許不要局の電波の利用形態に即して徴収の適否についての検討が必要である。

④ そこで、免許不要局について、電波の占用の有無の観点から、次の２形態に分類して検討を進めることとした。

ア 帯域非占用型（ISM帯域、微弱無線局等）

電子レンジ等の高周波利用設備の利用や、複数の無線システム（免許局、小電力無線システム等）が共同で利用している形態。免許局などの他の無線システムとの共用が可能であり、一定の周波数帯域幅を占用しないもの。

イ 帯域占用型（5GHz帯等）

特定の小電力無線システム（情報家電専用帯域等）が、一定の周波数帯域幅を占有する形態。免許局などの他の無線システムによる利用を排除・制限しているもの。

⑤ 近年、小電力無線システムについて「使い勝手がよい周波数」の利用を可能とし、一定の通信品質の確保を目的として、各種の小電力無線システムごとに特定の周波数帯域幅を割り当てる、帯域占用型の周波数帯域幅が拡大してきており、産業界からは、帯域幅の更なる拡大に対する要望が提起されている。

一方、こうした「使い勝手がよい周波数」については、携帯電話システムなど免許局用の帯域幅拡大についても要望が提起されているところである。

小電力無線システムと免許局で、こうした要望が競合していることや、経済的価値を有する周波数帯域を占有していることを踏まえれば、帯域占用型の小電力無線システムについては、

ア) 免許局等との電波利用料負担の公平性を確保する必要があること

イ) 経済的価値を勘案した使用料額を徴収し、電波有効利用の推進を図る必要があること

ウ) 電波利用社会の発展のために必要な財源を、広く薄く、  
電波利用者全体で負担することが適当であること

エ) 電波監視等の利益を受けていること

などから、経済的価値を勘案して定める使用料額などについて、  
負担を求めることが適当とする見解がある。

ただし、帯域占有型の小電力無線システムについて電波利用  
料の徴収が適当とする立場からも、既存周波数帯域において、  
既に開設されている免許不要局との負担の公平性が需要である  
との指摘や、使用料徴収について逼迫地域と非逼迫地域の区別  
は困難との指摘がある。

- ⑥ この場合、一定の周波数帯域幅を占有する特定の小電力無線  
システムが負担すべき総額を、個々の無線局が如何に徴収する  
のか。その具体的な徴収方法については、徴収コスト等の観点、  
及び自由な電波利用環境をできるだけ大切にすゝる観点を踏まえ  
た検討が必要である。

例えば、携帯電話では、携帯電話端末の所有者は一般のユー  
ザであるが、上記の観点も踏まえ、電波利用料はユーザからで  
はなく、一括して携帯電話事業者から徴収することとしている。

これは、携帯電話端末の運用者を、端末の所有者ではなく携  
帯電話事業者と擬制することにより制度化したものであるが、  
小電力無線システムについても、所有者か否かだけをメルクマ  
ールとするのではなく合理的な徴収方法について、一種の擬制  
又は代行徴収制度の活用も含めて検討・工夫が必要である。

この場合の具体的な徴収方法の検討例として、前述の携帯電  
話の例のほか、

- a 小電力無線システムの製造段階に着目して、製造メーカーの  
出荷時に課金する方式（例：酒税方式）

b 個々の無線局の開設が電波法上、可能となる段階に着目して、基準認証の実施者に課金する方式（例：迅速な電波再配分のための立退き料の負担方式）

c 流通段階で課金する方式（例：軽油引取税方式）

などの方法が考えられるが、流通過程での課金方式については、国内の数段階にわたる流通体系において、二重課金を防ぐ必要があるとの法制上の指摘がある。

なお、こうした方法による場合であっても、その負担は、製品価格等に転嫁され、本来の電波利用者の負担となることから、電波有効利用のインセンティブは機能するとの見解がある。

⑦ 他方、以下の理由により現行どおり非徴収を維持すべきとする見解がある。

ア) 免許不要局としての自由な電波利用環境をできるだけ大切にすることが重要であること。

イ) 今後、発展が期待される小電力無線システムから電波利用料を徴収することとすると、利用者の負担が増加しその発展・普及の阻害要因となるおそれがあること。

ウ) 小電力の無線システムであり、他の無線局に混信を及ぼすおそれがなく、電波監視等の利益も反射的なものであること。

エ) メーカーから代行徴収等する方法では、電波有効利用インセンティブは機能しないこと。また、製品価格に上乗せする場合、小電力無線システムを実際には利用しない購入者にまで負担を求めることとなり、適当ではないこと。

オ) 諸外国では免許不要局からは電波利用料を徴収しておらず、諸外国との制度の整合性の確保が必要であること。

特に、基準認証の実施者から代行徴収をする場合には、基準認証に関する欧州等との相互承認協定に関し、国内製品と海外製品との公平性の確保が重要であること。

なお、仮に免許不要局からの徴収が適当とする場合であっても、具体的な徴収方法については、十分な検討が必要との見解もある。

当研究会としては、免許不要局からの電波利用料の徴収の適否及び徴収する場合の徴収方法等については、本研究会での複数の見解を広く一般に公表し、頂いたご意見を参考としつつ、改めて意見集約を図ることとした。



## 第2節 国、地方公共団体の扱い

- ① 現在は、国や地方公共団体に対しては、電波利用料の減免措置が設けられている。これは、電波利用料を徴収しても、国の場合には国庫の中での循環であるため、徴収の実益に乏しいことを踏まえたものであり、他の手数料制度においても国は免除対象になっている。

また、地方公共団体が開設する無線局の中でも、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。

- ② しかしながら、こうした特例措置については、学識経験者や民間事業者の立場からは、電波の有効利用を図る観点や負担の公平性の確保の観点から、国や地方公共団体にも一定の電波利用料負担を求めるべきとする意見が提起されている。

(参考) 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)

○ 電波利用料制度の抜本的見直し(総務省)

電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。

この際、公的機関に割り当てられた周波数に関しても、その効率的な利用を促すため、利用料制度を導入することについて検討する。

[平成16年度中に検討・結論]

- ③ 他方、国、地方公共団体の無線は、国民の生命、財産の保護に係る公務に必要不可欠なものであり、一般の経済活動とは異なり、電波利用料の徴収が必ずしも電波の有効利用のインセンティブにはつながらないとの意見もある。

- ④ さらに、これらの双方の意見については、
- ・特に電波の有効利用が強く求められるのは電波の逼迫地域や逼迫帯域であること
  - ・消防無線等の国民の生命、身体等の保護に係る高い公共性の認められる分野は、行政サービスの水準の維持が不可欠であること

などを踏まえれば、逼迫地域等で電波を使用する場合に限って、国や地方公共団体に一定の負担を求めることが、電波の有効利用のインセンティブにもつながり、他の免許人との公平性の観点からも必要ではないかとする意見も提起されている。

- ⑤ なお、本件に関連して、消防無線については、現在、デジタル化に向けた投資を全国的に進めており、新たに電波利用料を課すことにより、こうした地方自治体の取組みに影響を及ぼすのではないかとの問題提起もあったところ。

当研究会としては、この点についても、本研究会での複数の見解を広く一般に公表し、頂いたご意見を参考としつつ、改めて意見集約を図ることとした。

## 第7章 その他の課題

### 第1節 電波利用者の負担額の歯止め

今回の電波利用料の見直しにあたっては、新たに経済的価値に基づく料金を徴収することとしているが、他方で、料額の高騰を防止し、ワイヤレス産業の衰退懸念を払拭する観点からは、電波利用料の用途及び料額に一定の歯止めを設けることが適当である。

具体的には、負担額の歯止めとして、

ア 電波利用料の用途は、現行の電波利用共益事務と同様に、法律に限定的に規定することを基本とすること、

イ 電波利用料の料額は、個々の料額を法律に規定することを基本とするが、詳細にわたるときは、必要に応じ、徴収総額の上限を法定した上で、個別の料額は下位法令に規定する等の仕組みとすること

の双方を確保することが適当である。

なお、今回の見直しの結果、料額の極端な変動等によって、個々の電波利用者の電波有効利用に向けたインセンティブを著しく阻害することが懸念されるときには、その段階的な実施を図るなどの検討も必要であると考えられる。

### 第2節 包括免許におけるシステム切替え時の電波利用料の納付手続について

- ① 現行の包括免許制度の下では、第2世代携帯電話のような現行システムから第3世代携帯電話のような新システムに移行する場合に、同じ携帯電話事業者の契約の中でのシステム変更であっても、無線局の廃局及び新設となるため、1年未満の一定期間、双方のシステムについて電波利用料の支払いが必要とされている。

- ② この点について、システムによって使用する周波数が異なるため、無線局管理上は、無線局の廃局及び新設と整理する必要がある。しかし、電波利用料の負担の公平感の観点からは、包括免許人を同じくする場合は、携帯電話システムの中での機種変更として扱うこととし、電波利用料の納付手続きの合理化を図ることが適当である。